



## 申23号 豊田駅の出札窓口の閉鎖及び 「話せる指定席券売機」の導入による 営業体制の見直しに関する申し入れ (2021年2月5日提出)その5

### 7項目の続きから

- (組合) 営業職社員が一時的に標準数を割り、標準作業ダイヤである1日勤が賄えないなどの場合を除き、輸送社員が営業作業ダイヤに入るべきではない。知識・経験など、高度な営業知識を有する社員が行うべきである。
- (会社) 作業ダイヤの一部などで一時的に改札などに入っていたことはあり得るが、営業職の作業ダイヤに入ることはない。
- (組合) 輸送職社員は輸送手当が支給され、職責を果たすべき社員であることから輸送担務に就けていくべきである。
- (会社) 手当のつく業務に従事していただくことが前提である。作業ダイヤについては現場長の判断で現場で決定されるものであるが、制度を外れない範囲で運用されるべきである。
- (組合) 営業社員と輸送社員の込み運用、ライフサイクル制度対象者の運用にまで踏み込み、豊田駅の議論を超えているため別途継続議論していく。
- (会社) 込み運用についてはあり得る。職名で切り分けで考えられればベストであるが、要員需給の関係や多様な経験の点からもあり得る。
- (組合) 職名に応じた職責があるため、職名に応じた業務を行なうべきである。安全・サービスの観点からも職名を超える業務を行なうべきではない。
- (会社) 主張は承る。

### 確認

輸送社員については、輸送手当が支給されていることからして、輸送業務に従事することが前提である。

作業ダイヤの一部に改札など営業業務に入ることはあるが、営業職の作業ダイヤに入ることはない。

ライフサイクル制度対象者をはじめ、**輸送職社員の営業業務への込み運用**にまで踏み込む交渉となりました。が、**7項で確認された内容**を職場で議論し、**支社の回答を現場が超えることのないよう**に、チェック機能を発揮しましょう！